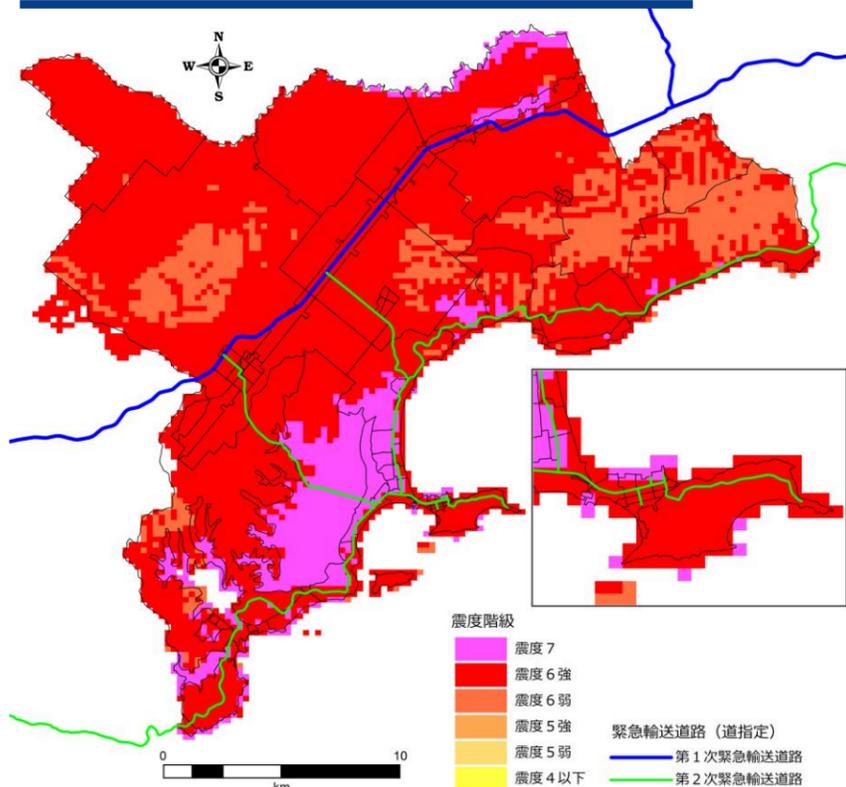


浜中町で大きい被害が想定される地震と震度

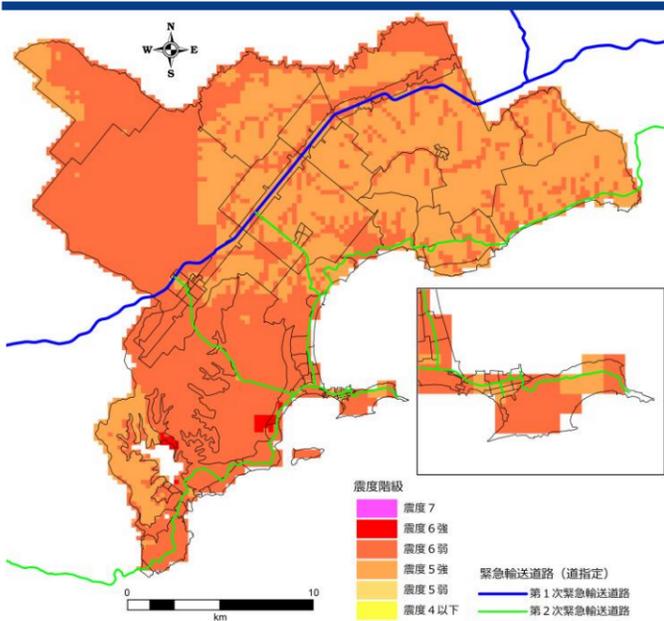
千島海溝による地震が発生した場合の震度



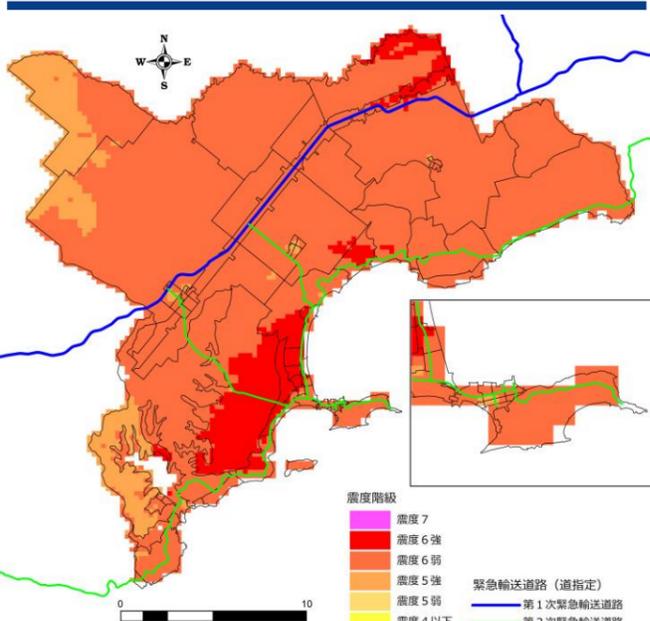
■ 震度階級により想定される状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況
震度 7	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
震度 6強	揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
震度 6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
震度 5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れたりする。

十勝沖による地震が発生した場合の震度



根室沖による地震が発生した場合の震度



■ 浜中町で想定される地震

想定地震	最大震度 (震度階級)	平均震度 (震度階級)
千島海溝	6.9 (7)	6.1 (6強)
十勝沖	5.9 (6弱)	5.4 (5強)
根室沖	6.1 (6強)	5.6 (6弱)

住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策体系

基本的方向	施策	施策内容
1 地震に強い住宅・建築物の確保	(1) 耐震改修に関する相談・情報提供体制の確保	住民の住宅に関する悩みや問題に対応するため、住宅に関する相談窓口を設置し、町民の住宅に関する相談を受ける体制をとります。
	(2) 耐震診断を促進する支援環境の確保	現在、北海道(釧路総合振興局)は、建物所有者が保管している建築確認図書による「戸建て木造住宅を対象とした耐震診断(無料)」を実施しています。また、本町においても、今後、道の補助制度の活用した施策の拡充について検討します。
	(3) 耐震改修を促進する支援環境の確保	町は現在、住宅の耐震改修に係る助成制度の活用実績がありません。今後、浜中町既存住宅耐震改修費補助金交付制度の見直しを検討します。さらに、道や国の補助制度の活用した施策の拡充について検討します。
	(4) 老朽化した空き家・廃屋の撤去の促進	老朽化が著しい空き家・廃屋を自主的に解体する場合に、最大で50万円の助成を行っています。この制度の推進により、耐震性が満たされていない住宅の解消を図ります。(防災対策室)
	(5) 耐震性能のある住宅・建築物を取得しやすい環境づくり	専門機関が行う「建物取引時における耐震性能の情報把握、説明」及び北海道が行う「講習会等を通じた減税等制度の普及啓発等」に関する情報を紹介することにより、耐震性能を有する良質な住宅ストックの市場形成に努めます。
	(6) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性の確保	北海道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定しています。町内には「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」が指定されています。
	(7) 地震被害に強い市街地整備、安全対策の推進	住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。
2 耐震改修、地震防災に対する住民意識の啓発	(1) 地震情報の提供	発生のおそれのある地震や被害の可能性など、地震情報を公表することにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図ります。そのため、地震防災マップ(北海道作成:揺れやすさマップ改訂版)の公表を図ります。
	(2) 地震防災対策のための意識啓発	住宅・建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知することとします。
	(3) 住民団体との連携	地域単位の取り組みを支援するものとし、地震防災情報の提供や町内会の要望に応じた説明会、相談会などの開催を図ります。
3 耐震改修に係る関連技術者の支援	(1) 耐震改修工法のための技術取得の支援	建築技術者や事業者に対し、北海道が作成している手引きの紹介や講習会の情報提供を図ります。
	(2) 耐震改修を担う技術者の支援	北海道や地域の建築関係団体と連携し、技術習得と人材育成を目指し、専門家のための講習会の受講を促進します。
	(3) 住宅リフォーム活動との連携	北海道、協議会、「(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター」と連携し、相談窓口での情報提供等、適切なリフォームの推進を図ることにより、専門技術者の活動支援を図ります。
4 特定建築物の耐震化の推進	(1) 特定建築物の所有者の意識啓発	耐震改修促進法に基づき、所管行政庁(本町の場合は北海道)は、特定建築物所有者(=浜中町及び民間)に対し、指導・助言、指示などを行うこととしています。
	(2) 北海道や関係団体との連携	「全道住宅建築物耐震改修促進会議」へ参加し、住宅・建築物の耐震化に向けて連携しながら進めます。

以下の条件で住宅の無料耐震診断ができます。

無料耐震診断が可能な条件:

- 昭和56年5月以前の木造建築物。
- 2階建て以下で延床面積が500平方メートル以下の戸建て木造住宅。
- 申請者が当該戸建て木造住宅を所有または、居住していること。

